

平成31年度私立大学関係税制改正に係る重点要望

3

平成30年11月
日本私立大学団体連合会

平成31年度税制改正に当たり、私立大学に係る税制改正に関して、次の事項を重点要望事項として要望いたします。

【重点要望事項項目】

1. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充

平成25年度税制改正において創設された教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置は、学生等の教育資金を確保するための有効な世代間資産移転促進の措置である。本制度の更なる拡充に向け、以下の通り要望する。

1. 学生等の教育資金を確保し、現役世代の教育負担の軽減を一層図るため、同特例措置の適用期限（平成31年3月31日）を廃止し、恒久化を要望する。
2. 博士課程をはじめとする人材育成やリカレント教育の充実・拡充に向け、「受贈者が30歳に達したこと」をもって教育資金口座に係る契約が終了することとされている年齢制限の撤廃と直系尊属（祖父母等）以外からの贈与も贈与税非課税措置の対象となるよう要望する。

※博士課程への入学者のうち、約3割が30代であり、博士課程に在籍する社会人学生も増え続けているのが現状である。

※本制度においては、近年、年約2万件の新規信託があり、累計19万件の信託、信託設定額約1兆4千億円の実績がある。
3. 本制度の利便性向上の観点から、払出し手続きにおける領収書の提出・保存方法を簡素化することなどの条件の見直しを要望する。

2. 日本私立学校振興・共済事業団への指定寄附金の範囲の拡充（若手・女性研究者奨励に係る寄附の追加）

日本私立学校振興・共済事業団における「若手・女性研究者奨励金」事業は、私立大学の多様で特色ある教育・研究の発展に向け、次世代の担い手となる若手研究者や女性研究者への研究機会の支援を目的に実施している。本事業の更なる拡充を目指し、以下の通り要望する。

1. 本事業の発展と充実を図るために、企業等が意欲的に寄附を行う環境の構築が不可欠である。この寄附については、法人の寄附金の全額が損金算入の対象となる等の指定寄附金として取り扱うことを要望する。

※日本私立学校振興・共済事業団に対して支出された寄附金のうち、学校等の教育に必要な費用若しくは基金に充てられるもの（受配者指定寄附）は法人税の全額損金算入が受けられる指定寄附金となっているが、本事業は適用されていない。

※本事業は平成27年度に創設され募金活動を開始し、平成29年度の公募・採択等を経て、平成30年5月にはじめて、若手研究者奨励金31件、女性研究者奨励金31件、計62件に資金交付した。